

各位

愛知中小企業家同友会
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F
TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406
E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL http://www.douyukai.or.jp/

中東情勢緊迫化に関する第1次緊急要望

■ 愛知中小企業家同友会について（団体概要）

（1）活動内容

現在、愛知県下約4,400名の中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の資質の向上」「経営環境の改善」を目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざして活動しています。

（2）基本情報

- ・創立 1962年7月9日
- ・会員数 4,425名（2026年4月1日）
- ・会長 高瀬 喜照（たかせ よしてる） 株式会社高瀬金型・代表取締役社長
- ・所在地 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F

私ども愛知中小企業家同友会（会員数4,400名超）は、1962年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

今回の中東情勢緊迫化により、愛知県内中小企業の経営にもさまざまな負担や影響が生じています。当会の実施した緊急調査では、「すでに影響が出ている」（37.9%）、「現時点では影響はないが、今後は可能性がある」（41.4%）と、回答企業の約80%が、今回の事態が経営に影響を及ぼすと捉えています。しかしながら、今回の事態と惹起した諸問題が早晩解消するとは見て取れず、先行きは極めて不透明です。

当会会員は、①事業存続と雇用維持、②必要な経済活動を守り、社会の要請に応えることに全力を傾注し、「経済を牽引する力であり、社会の主役」と謳われた中小企業憲章を体現すべく奮闘・努力を続けています。中小企業家としての社会的責務を果たしていくためにも、十分な政策的後押しを期待します。関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

< 記 >

（1）石油化学製品等、流通過程での買い占め、売り惜しみに対して、厳正に対処すること

当会の実施した緊急調査では、ナフサ由来の素材加工品（塗料・溶剤など）、機械油（マシンオイル）の不足が多数訴えられています。現時点では、国内在庫が枯渇したことによるものでなく、流通過程での買い占め、売り惜しみが主要因と考えられます。公正取引委員会との連携を強化し、厳正な対処を求めます。

（2）円滑な価格転嫁を制度的に保証すること

当会調査では、ナフサ由来の多岐に及ぶ製品のほか、加工に高エネルギーが必要とされる金属類の価格高騰が指摘されています。広く石油基礎製品が普及していることから、突然の値上がりも多く、突如として急激なコスト上昇に直面し始めており、都度の価格交渉では追い付かない状況になりつつあります。埼玉県の公表する価格交渉支援ツールは、企業間で取引される様々な原材料やサービス価格について自由に選択肢、価格の推移と増減を明確に把握できるものです。たとえば、こうした客観情報に基づく価格変化に対しては、交渉なしに転嫁を義務づけるなど、中小企業が突如のキャッシュアウトに見舞われない価格転嫁体制を早急に整備することを求めます。

(3) 中小企業の資金確保の緊急措置を講じること

一部の素材、部材等が入手困難となり、中小企業の操業継続の危機が現実味を帯びています。企業存続にあたっては、資金確保が前提条件ですが、金融機関の貸出態度は厳格化しており、とりわけゼロゼロ融資などの既往債務を抱える企業は追加支援が得られない状況です。官民金融機関に向け、「中東情勢を踏まえた金融上の対応について」の要請がなされていますが、確実に履行されるよう協力に官民金融機関へ強く要請してください。

- ①情勢変化に機動的に対応し、各金融機関における中小企業の既往債務の凍結・返済条件緩和が速やかに実施されるよう万全を期すこと。なお、この場合も返済履歴の瑕疵とはしないこと。
- ②急激な資金繰り悪化に備え、当座貸越枠の拡大を各金融機関へ強力に要請すること。
- ③中東情勢に関連し、現在設けられている愛知県の制度融資について、保証料の減免、利子補給等、利用する中小企業の実情に応じた支援を拡充すること。

(4) コロナ禍での経験を踏まえ、雇用調整助成金の柔軟な運用を適宜適切に実施すること

コロナ禍に際し、機動的に展開された雇用調整助成金の支給要件緩和や対象拡大は、多くの中小企業の雇用維持を支えました。現下の情勢は、突然素材、部材等が入手できなくなり休業を余儀なくされる状況が発生する危険に直面しています。適時適切に状況を見極め、以下のような対応を取ることを要請します。

- ①売上減少の「実績」でなく「見込み」でも利用できるようにするなど柔軟に運用し、雇用が確実に守られる十分な措置を講じること。
- ②ワンストップで対応する「あいち雇用助成室」が、危機時にはとくに有効である。今回も同様のワンストップ窓口を、最低でも都道府県ごとに複数設置し、速やかに対応できる体制を整備すること。
- ③上記②に際し、設置当初は人員が足りず「電話がつながらない」「処理が間に合わない」「社員数の多い企業が申請すれば、遅延に拍車がかかる」などの問題も発生した。これを教訓に、十分な対応ができる人的保証を同時に行うこと。
- ④雇用調整助成金を活用するにあたっては、休業よりも教育訓練に充てるのが、企業発展に寄与する。たとえば、①通常の事業活動として遂行されることが適切と解されている内容、②法令で義務付けられている内容、③社内講師によるものなど、支給要件となる教育訓練内容も、制度運用上で大幅に緩和いただきたい。

(5) やむを得ない事情による契約不履行で、中小企業が不利益を被ることのないよう措置を講じること

中東情勢緊迫化の影響により、材料の入手が予定通りに行えないなどの状況も聞き及びます。これにより、契約期日通りの納品が困難となり得る事態も今後想定されます。

仮に、こうした状況を契約不履行とされた場合、中小企業では負担し切れない損害賠償請求を受ける可能性もあります。こうしたなか、今回のようなやむを得ない事情により、中小企業が不利益を被ることのないよう、以下の措置を講じて下さい。

- ①一般に売買契約書には不可抗力条項が定められていることや、民法上では不可抗力条項が定められていなくとも、不可抗力は契約不履行に基づく損害賠償義務の抗弁と解されているため、大きな問題となる可能性は低いと考えられるが、万が一不利益のしわ寄せが生じることのないよう、国内中小企業に対しても「不可抗力証明書」等の発行を行い、不利益が中小企業にしわ寄せされることを回避する措置を講じること。
- ②また、①の申請にあたっては、窓口対応や郵送対応も去ることながら、インターネット上での電子申請も含めて対応がなされること。
- ③中東情勢の緊迫化にともなう、サプライチェーンの乱れ、途絶など、やむを得ない事情により損害が生じた際、親事業者が中小企業に対して損害賠償請求を行うなどの優越的地位の濫用を行わないよう、ガイドラインを整備し公表すること。

(6) 親会社による受領先延ばしを取り締まること

中小企業側から予定通り納品できる場合であっても、輸出経路の目詰まりにより、親会社から受領を先延ばしを求められることも今後考えられます。受領を先延ばしにされた中小企業は、在庫保管の負担、収入を得られないことによる財務状況や資金繰りの悪化に直面することにつながります。中小企業が納期通りに給付できる場合、親会社は適切な受領を徹底するよう通達の発出など対応を講じて下さい。

(7) 中東情勢に関連する、中小企業向けの一元的相談・情報提供窓口を設置すること

今回の中東情勢の緊迫化に関して、各方面より都度情報が発信されています。しかし、異なる窓口から個々に情報が発信されることで、中小企業の経営現場では適切に情報を把握することに限界が生じています。正確な情報を各社が適宜把握し、具体的対策を立て、事業所としての対応や支援施策の利用の意思決定を間断なく行うことができるよう、一元的相談窓口を早急に整備することを要請します。

以上